

## 第6章 排水機場

### 第1節 適用

#### 1. 適用工事

本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工その他これら類する工事について適用する。

#### 2. 適用規定(1)

河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。

#### 3. 適用規定(2)

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

#### 4. 水位、潮位の観測

受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）  
（平成28年10月）

国土交通省 仮締切堤設置基準（案）  
（平成26年12月一部改正）

河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案） 同解説

（令和2年1月）

### 第3節 軽量盛土工

#### 6-3-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

#### 6-3-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。

### 第4節 機場本体工

#### 6-4-1 一般事項

##### 1. 適用工種

本節は、機場本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。

##### 2. 一般事項

受注者は、機場本体工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工

時期、順序及び構造については、**設計図書**によらなければならない。

### 3. 堤防に設ける仮締切

受注者は、堤防に設ける仮締切は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。

### 4. 仮水路

受注者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

## 6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

### 1. 適用規定

作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

### 2. 基礎下面土質の相違

受注者は、基礎下面の土質が**設計図書**と異なる場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 3. 排水状態の維持

受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。

## 6-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4 既製杭工の規定による。

## 6-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5 場所打杭工の規定による。

## 6-4-5 矢板工

矢板工の施工については、第3編2-3-4 矢板工の規定による。

## 6-4-6 本体工

### 1. 基礎材の敷均し 締固め

受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

### 2. 均しコンクリートの施工

受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。

### 3. 均しコンクリートの打設後の注意

受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。

### 4. 打継ぐ場合の処置

受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブ

レーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。

## 5. 材料分離の防止

受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。

## 6. 打設順序、締固め方法

受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。

## 7. 目地材の施工位置

受注者は、目地材の施工位置については、**設計図書**によらなければならぬ。

## 8. 水密性の確保

受注者は、**設計図書**に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

## 6-4-7 燃料貯油槽工

### 1. 基礎材の敷均し 締固め

受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

### 2. 均しコンクリートの施工

受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。

### 3. 均しコンクリート打設後の注意

受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。

### 4. 打継ぐ場合の処置

受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。

## 5. 材料分離の防止

受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。

## 6. 打設順序、締固め方法

受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。

## 7. 防水モルタルの施工

受注者は、防水モルタルの施工にあたっては、**設計図書**に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。

## 8. 充填砂の施工

受注者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。

なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。

## 9. アンカーボルトの施工

受注者は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することができないよう設置しなければならない。

## 10. 目地材の施工位置

受注者は、目地材の施工位置については、**設計図書**によらなければならない。

# 第5節 沈砂池工

## 6-5-1 一般事項

### 1. 適用工事

本節は、沈砂池工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。

### 2. 一般事項

受注者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、**設計図書**による。

### 3. 仮締切

受注者は、堤防に設ける仮締切は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。

### 4. 仮水路

受注者は、沈砂池工の施工に必要となる仮水路は、**設計図書**に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

## 6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

### 1. 適用規定

作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

### 2. 基礎下面土質の相違

受注者は、基礎下面の土質が**設計図書**と異なる場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 3. 排水状態の維持

受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。

### **6－5－3 既製杭工**

既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。

### **6－5－4 場所打杭工**

場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。

### **6－5－5 矢板工**

矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。

### **6－5－6 場所打擁壁工**

場所打擁壁工の施工については、第4編6－4－6本体工の規定による。

### **6－5－7 コンクリート床版工**

コンクリート床版工の施工については、第4編6－4－6本体工の規定による。

### **6－5－8 ブロック床版工**

#### **1. 一般事項**

受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。

#### **2. 根固めブロックの損傷防止**

受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。

#### **3. 根固めブロックの据付け**

受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。

#### **4. コンクリート打込み**

受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。

#### **5. 場所打ブロックの施工**

受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。

#### **6. 適用規定**

間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

#### **7. 吸出し防止材**

受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

### **6－5－9 場所打水路工**

#### **1. 基礎材の敷均し 締固め**

受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

#### **2. 均しコンクリートの施工**

受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。

#### **3. 均しコンクリートの打設後の注意**

受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止

しなければならない。

#### 4. 目地材の施工

受注者は、目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。

#### 5. 水密性の確保

受注者は、**設計図書**に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

### 第6節 吐出水槽工

#### 6-6-1 一般事項

##### 1. 適用工種

本節は、吐出水槽工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。

##### 2. 一般事項

受注者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については**設計図書**によらなければならない。

##### 3. 仮締切

受注者は、堤防に設ける仮締切は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。

##### 4. 仮水路

受注者は、吐出水槽工の施工に必要となる仮水路は、**設計図書**に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

#### 6-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

##### 1. 適用規定

作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

##### 2. 基礎下面土質の相違

受注者は、基礎下面の土質が**設計図書**と異なる場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

##### 3. 排水状態の維持

受注者は、**設計図書**に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。

なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 6-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4 既製杭工の規定による。

#### **6－6－4 場所打杭工**

場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。

#### **6－6－5 矢板工**

矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。

#### **6－6－6 本体工**

本体工の施工については、第4編6－4－6本体工の規定による。